

(仮称) 宇都宮市子ども・子育て支援事業計画に関するパブリックコメント (素案) について

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 26 年 12 月 26 日 ～ 平成 27 年 1 月 21 日 まで
- (2) 意見の応募者数 4 名 (男性 名, 女性 4 名)
意見数 14 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数	1	3	0	0	0	4

2 意見の処理状況

区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	1
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みと考えるもの	2
C	計画の参考とするもの	1
D	計画に盛り込まないもの	0
E	その他, 要望・意見等	10
	計	14

3 意見の概要と市の考え方

① 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び供給体制の確保方策等 (2件)

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	保育所の増築 (病・傷病児も保育可能, 土日も保育可能な施設等, 柔軟性のある受け入れ体制) という事項を付加してはどうか。	B	<p>幼児期の教育・保育の供給体制の確保 (認定こども園, 保育所等) につきましては, 子どもやその保護者が置かれている環境に応じて適切な施設・事業が活用できるよう, ニーズに応じた供給体制の確保を目指すこととしており, ニーズ調査に基づく量の見込みに対し, 平成 29 年度末までの待機児童解消ができる供給体制の確保を目指すこととし, 本計画に位置付けております。</p> <p>同様に, 病児保育や時間外保育事業などの子ども・子育て支援事業につきましても, ニーズ調査に基づく量の見込みに対し, 平成 31 年度末までに供給体制の確保を目指すこととし, 本計画に位置付けております。</p>
2	児童福祉法第 56 条に基づく市町村整備計画は, 住民のニーズを踏まえ, 認可保育所整備を基本として事業計画の策定をしてください。具体的には認可保育所の 5 年間の施設整備を明記し, 小規模保育所は A 型を基本に進めて欲しいと思います。	C	<p>児童福祉法に基づく市町村整備計画につきましては, 保育所及び認定こども園の整備に関し, 子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ策定することとなっており, その詳細については, 現在, 国において検討しているところであります。</p> <p>本市の子ども・子育て支援事業計画につきましては, ニーズ調査の結果等に基づき, 平成 29 年度末までに認定こども園, 保育所など教育・保育施設の整備により 400 名分の供給体制を確保することとしております。</p> <p>また, 小規模保育事業を含む地域型保育事業の認可基準につきましては, 国の基準がサービスに必要な水準を確保できるものとなっており, 当該水準を確保することで引き続き適切なサービスを提供することができるため, 国の基準を踏まえて, 本市の条例を定めたところであり, 併せて事業の運営にあたりましては, 「家庭的保育者等研修事業」などの研修や, 認可事業として適切な指導監督の実施などにより, 保育の質の確保に努めてまいります。</p>

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び供給体制の確保方策等（2件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	子どもの家の収容児童数拡大と内容の充実、場所の拡大、施設の充実という事項を付加してはどうか。	B	子どもの家等事業の収容児童数拡大と内容の充実、場所の拡大、支援者増、施設の拡充につきましては、利用状況や利用希望等に基づく「量の見込み」に対応するため、必要な指導員と事業実施場所の拡大により供給体制を確保することとし、本計画に位置付けております。
2	子どもの家の支援者増、中学生（シニアリーダー、学習指導者として）、高校生（学習指導として、有償ボランティア）大人（生活指導・趣味の世界・読み聞かせ、有償ボランティア）という事項を付加してはどうか。	E	子どもの家等事業に携わる指導員につきましては、平成26年9月に制定した「宇都宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準に基づき、有資格者を配置することとなっております。適切に対応してまいります。 一方で、現在、多くの子どもの家では、中学生や高校生、地域の大人がボランティアとして活動に協力しながら、「ナナメの関係」の中で子どもたちの「生きる力」を育む取り組みが行われているところであります。 今後とも、地域の実情に応じて様々な大人の協力を得ながら、充実した運営が図られるよう、努めてまいります。

③ 幼児期の学校教育・保育，地域の子育て支援の役割及び推進方策（1件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	支援者の活用（有償ボランティアの活用）という事項を付加してはどうか。	A	子育て支援の現場における「支援者の活用」につきましては、例えば、絵本の読み聞かせや農業体験、保護者研修会、運動教室など多様な機会において、有償・無償、団体・個人など様々な形で行われており、今後とも、ご指摘のように、様々な支援者の活用を図りながら、地域ぐるみで子育て支援を行っていくことが重要でありますことから、地域の人材の活用など、地域との連携の充実に努めてまいります。

④ 関連施策の推進（2件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	父親の子育て力UP策（流動化する家族・家庭を結び付け、支え守るのは父親に託された課題である）、子育てや家庭の幸福感享受想像への父親役割という事項を付加してはどうか。	E	家庭内での父親の役割は大変重要であると認識しておりますことから、第3次宇都宮市男女共同参画行動計画の中で、男性の家庭参画の促進を重点施策に位置付け、父子料理教室など父子で参加できる講座の開催や、男女共同参画啓発誌での意識啓発などに取組んでまいりました。今後とも、仕事と生活が充実し好循環（ワーク・ライフ・バランス）を生み出す環境づくりを目指す中で、更に、男性の家庭参画を推進してまいります。

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
2	保育士の継続勤務は園児にとって非常に大切なことと考え、園運営の努力の結果一つ捉えています。平均勤続10年までの現状では十分とは言えず、12年、15年とその加算%を増加していただくことで、質の向上、保育士処遇の改善につながると考えます。	E	保育士の処遇改善につきましては、公定価格上に処遇改善等加算が設けられたところであり、勤務年数による加算率の区分が1年ごとに細分化され、現行制度よりきめ細かに処遇に反映できる仕組みとなったことに加え、加算率の区分の上限を「10年以上」から新たに「11年以上」とし、加算率が最大で16%まで引き上げられる仕組みとなっております。

⑤ その他（7件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	中学生（部活所属無しの生徒）の学習指導、学び直し塾（退職職員の活用・受験対策）、職業訓練（農業・商業・保育・高齢者介護）、自分発見教育（夏休み期間の長期間勤務）、外国語習得活動という事項を付加してはどうか。	E	現在、本市におきましては、地域の子どもが抱える様々な育ちに係る問題等について学校教育のみに委ねるのではなく、学校・家庭・地域が連携しながら、地域ぐるみで子どもを育むため、学校教育における「街の先生」や「放課後子ども教室」におけるボランティア指導者の活用など、地域の教育力を生かした教育活動の取り組みを進めております。 これらの取り組みにつきましては、「学校教育推進計画」や「地域教育推進計画」に位置付けているところであり、今後とも、学校・家庭・地域の連携を促進することを通して、地域の子どもが健全に育まれるよう、努めてまいります。
2	民間保育所に対しての現行宇都宮市単独補助の維持と拡充を願います。新制度導入を口実にした予算削減や単独補助の基準の引き下げをしないでください。	E	事業者に対する給付の基礎となります公定価格については、保育の質・量の改善を反映するものとされており、本市といたしましては、健やかな子どもの育ちに必要環境づくりのための人材の育成・確保を図るなど、保育の質の向上に、より効果的な支援等について検討してまいります。
3	利用者、住民等に対する周知をしてください。特に利用者に対する丁寧な説明を望みます。	E	利用者、住民等に対する本計画の周知につきましては、関係者・関係団体への周知をはじめ、本市ホームページへの掲載など、広く機会を捉え、実施してまいります。 また、新制度全般に関しましては、広報紙や、本市で独自に作成したパンフレット等により、広く周知を行っております。あわせて、利用者支援事業を公立の子育てサロン5箇所におきまして、昨年9月から開始するとともに、新制度に関するミニ講座や、市民向け説明会、各団体に向く出前講座の実施など、利用者、住民等に身近な場所におきまして、周知に努めているところであります。

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
4	<p>最近の出生動向からあと数年で待機児童問題は解消されると聞いております。そのため、既存保育園が定員を超えて受け入れを積極的に行えば、この数年の期間の問題を解決できると考えます。</p> <p>平成27年度からの新制度で、年間受入児童数が定員の120%を超えた場合の運営費の減額が盛り込まれており、入園児童の受入を躊躇する大きな要因となっていると考えます。</p> <p>宇都宮市の単独補助として、国からの運営費の減額部分の補てんをしてくだされば（もちろん期間限定で）、多くの既存保育園の受け入れ枠が広がり、待機児童問題の改善につながると思います。</p>	E	<p>新制度の給付制度は、定員弾力化が待機児童対応に果たしてきた役割も踏まえたものとされており、給付単価の算定根拠となる利用定員（定員区分）は、認可定員の範囲内で設定することとされておりますが、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合には、利用定員を見直すことが必要であり、見直しが行われない場合については、公定価格上定率で減額調整することとされておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>短時間認定と標準時間認定の公定価格の差はほとんどありません。保育料の差別化は市町村に任せられます。短時間認定児が認定時間を超えて延長保育となった場合、標準時間児の保育料を超えてしまう可能性があります。保育時間の設定は各保育所に任せられます。早朝から勤務の保護者が短時間認定の場合、夕方～夜にかけて勤務する場合など多様な勤務形態に対応する制度ではありません。</p>	E	<p>保育短時間認定の子どもの保育時間については、利用者の利用実態等に応じて、各施設・事業者が柔軟に定めることができ、利用者は、自身の勤務状況等を考慮した上で、利用する施設・事業を選択する仕組みとなっております。</p> <p>今後も利用者のニーズ等を踏まえながら、的確な運用に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>
6	<p>幼稚園と保育所の年間の保育時間に大差があるにも関わらず、公定価格は幼保でほぼ同額です。むしろ保育所の短時間認定児が1号認定児より低く設定されています。新制度は質の改善を目指してはいたはずですが、しかし示された公定価格では、職員不足と定着率の改善につながりません。</p>	E	<p>公定価格につきましては仮単価が示されている段階であり、本単価は年度末近くに示されるものと見込んでおりますが、3歳児の職員配置の改善や研修の充実など「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の改善」のすべてを実施するものと国から示されたところであり、一定の充実が図られているものと認識しております。</p> <p>しかしながら、人材不足や定着の問題は本市におきましても課題として認識しておりますことから、健やかな子どもの育ちに必要な環境づくりのための人材の育成を図るなど、保育の質の向上により効果的な支援等について検討してまいります。</p> <p>保育士の確保を含め、各自治体で共通する課題につきましては、今後も様々な機会を捉え、国に要望してまいります。</p>
7	<p>開所日数、開所時間にふさわしい公定価格の改善を国に意見表明してください。</p>	E	